

テロや武力紛争に関わる若者の権利宣言

この地球で未だに続く、テロや武力紛争、そしてそれらによって生み出される難民や飢餓、社会の分断、さらなる憎しみの連鎖を直視し、全ての人間が持つ人権の尊さとその重要性を改めて認識する。

そして、人間の安全保障という概念の下に、全ての人間が、恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由を持つことが、持続的な平和、そしてテロや武力紛争の解決に不可欠であることを改めて認識する。また、この点において、2030 アジェンダが掲げる「誰一人取り残さない」という姿勢の重要性をも改めて認識する。

また、若者・平和・安全保障（YPS）アジェンダに沿い、特にテロや武力紛争の解決と平和構築、紛争予防において、子どもでもなく大人でもないその中間的存在だからこそ独自のニーズを持つ若者の権利の重要性を改めて認識する。

なお、若者の定義においては、平和と安全保障における若者の役割を示した国連安全保障理事会決議 2250 において 18～29 歳とされている。しかし、各国、各地域、各機関によって状況は異なることから、15 歳以上や 39 歳以下といった人々をも含む柔軟性を持っていることを確認する。

さらに、その若者の権利において、政策においても、実践においても、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっている若者が取り残されていることを確認する。そしてそのことが、テロや紛争をさらに助長し、持続的平和を損なう大きな要因となっていることをも確認する。故に、そうした若者をも含めた、若者の権利を全世界的に確認する必要があることを確信する。

当「テロや武力紛争に関わる若者の権利宣言」は、社会の各個人、各機関および各国家が、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わる若者をも含めたすべての若者に対して、人種、国籍、性別または信条や宗教などに関する一切の事由に関わりなく、以下の諸原則を尊重および遵守し、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準となるように、宣言する。

．．．

1. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているとしても、変わらず若者であり、社会を良くする主体者でもあると認識されなければならない。また、そうした若者も含め、若者の声は広く政策やその実践に反映されなければならない。

2. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているとしても、子ども期から成人期の移行過程にあり、特殊な立場に位置することを考慮し、状況や文脈に応じて若者としての独自のニーズに対応されなければならない。

3. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に強制的・半強制的・環境的に動員されている場合に際して、若者として生きることができるように、個々人のニーズに合わせたケアや支援、保護などの必要な措置を受けることができなければならない。

4. 若者は、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団において犯罪行為を行った場合に際して、人道に対する罪や戦争犯罪といった重大な違反行為を除き、更生やリハビリテーションを中心とした措置を受けることができなければならない。また、特に紛争影響地においては、慢性的な貧困や人権侵害、不正義をはじめとする犯罪行為の環境的要因を考慮し、修復的司法および正義が十分に検討される必要がある。

5. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団から自発的に脱退をしたいと考えた際には、脱退できるようにケアや支援、保護を受けることができなければならない。また、自発的に脱退した際には、原則として懲罰ではなく更生を目指す措置が取られるべきであり、そこでは積極的に適切な恩赦の活用も検討されるべきである。

6. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているとしても、テロリズムや武力紛争による直接的および間接的の被害者である場合に際して、適切にケアや支援、保護を受けることができなければならない。これは人道的側面を越え、さらなる暴力を予防するためにも被害者はケアされる必要があり、そこでは一般的には被害者として認識しにくい構造的な被害者も存在することが意識されなければならない。

7. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているとしても、若者としてその役割を果たすことができるように、飢え、病気、障害など全ての分野において適切なケアを受け、身体的、精神的、経済的に健やかに過ごせるよう、あらゆる搾取から保護されなければならない。また、親や保護者がいない若者や一定の住居も持たない若者は適切に支援されなければならない。

アクセプト・インターナショナルは、本宣言が持つ目標に向けて、本宣言を通じて、テロや武力紛争に関わる若者の権利への社会的認識を向上させ、武装集団や各国政府、国連、NGO、市民社会などにおいてそうした若者に関する幅広い議論を促進し、既存の国際人道・人権法を補完し、そして実際の行動への変化をもたらすべく、活動する。

以上